

東京電力福島第一原子力発電所事故への 対応と原子力安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故は、今なお収束の見通しは立っておらず、放射線被ばくによる健康被害への不安、農林漁業・食品産業の風評被害など様々な影響を及ぼしている。

また、昨今においては、汚染水の漏えい問題等、事態は緊迫の度合いを強めており、収束に向けた施策の推進は、待ったなしの状況にある。

このような中、都市自治体は、身体や生活環境への速やかな放射線量低減などの除染対策をはじめ多岐にわたる施策に全力で取り組んでいるが、本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであり、国は、原発事故の早期収束へ向けて着実に取り組むとともに、正確な情報の迅速な公表に努め、施設の長期的・安定的な安全管理等について、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに実施しなければならないものである。

よって、国は、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じるよう強く要請する。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 東日本大震災復興交付金については、原子力災害対策についても活用できるように対象要件の緩和や事業の拡充を図るとともに、必要額を確保すること。
- ② 原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや、中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。また、基準値内の一般廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を国が責任をもって行うこと。

- ② 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染にかかる経費の対象範囲を拡充すること。また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。
- ③ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の経費についても財政措置を講じること。
- ④ 新たな除染手法・技術を検証し、より有効な手法は積極的に採用するなど随時「除染関係ガイドライン」を見直し、国が費用負担する除染に係る経費対象として認めること。また、都市自治体の実施する除染作業は人員確保に苦慮していることから、委託基準について特段の配慮を講じること。
- ⑤ 都市自治体が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）対策について財政措置を講じること。
- ⑥ 河川等については、国の責任において適切なポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、公表すること。また、河川等における除染対策等の方針を早急に示し、国の責任において適切な措置を講じること。
- ⑦ 大気、海水、農地、農林水産物などに対する放射線モニタリング体制の強化を図るとともに、住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制を構築すること。
- ⑧ 利用できないほだ木及びほだ場の除染によって発生する落葉層の最終処分方法を提示し、その処理を行う補助事業を創設すること。
- ⑨ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。
- ⑩ 表土除去後の覆土に要する経費について、厚生労働省所管の施設（保育所等）を早急に補助対象事業として認めること。

(3) 汚染水の漏えい対策について

- ① 福島第一原子力発電所の汚染水の対策については、国の責任に基づき、汚染水漏えいの原因究明と一刻も早い漏えい防止、また、あらゆるリスクを想定した再発防止対策を早期に実施するとともに、海洋放出を行わないよう、東京電力に対し強く指導すること。また、国民に対し、漏えいの影響によるあらゆるリスクとその対策について、わかりやすくかつ正確に説明するなど、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

- ② モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、漁業操業への全面的な助言・指導を実施するほか、風評対策に万全を期すこと。また、漏えい監視体制の強化と周辺環境への影響調査の実施を東京電力に対し強く指導すること。

(4) 食品等の安全確保対策への支援について

- ① 水道水の放射性物質の検査については、今後も継続して定期的を実施するとともに、摂取制限等緊急時の飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- ② 住民が持ち込む自家消費野菜等の放射能測定事業に対する必要な財政措置と技術的な支援を行うこと。また、今後も長期にわたり子どもたちの被ばく防止や保護者の不安解消などの対策が必要なことから、学校給食など放射性物質測定に要する経費についても継続的な財政措置を講じること。
- ③ 米の全量全袋検査等の経費については、国が全額を負担すること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、国が全額を負担すること。また、対象農地の調査等事業要件の確認が、都市自治体や事業主体等の負担となることから、これらの調査を国の責任において実施すること。
- ⑤ 農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど、地域と連携した取組みを推進すること。

(5) 原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原子力損害の賠償に関する法律第3条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償を実施するとともに、県境で区別することなく適切な損害賠償・費用負担を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ② 被災者が公平に賠償を受けられるよう原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ③ 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、農林水産物の出荷制限や風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対し強く指導すること。
- ④ 住民や企業等が自ら行った除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。

- ⑤ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
 - ⑥ 国は、住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、引き続き自主的避難等に係る損害について、被害の実態に見合った賠償が行われるよう指導すること。
 - ⑦ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。
 - ⑧ 原子力災害に係る損害賠償請求権については、全ての被災者が一律に時効の問題から救済されるよう、消滅時効の排除を規定する立法措置を講じること。
- (6) 医師確保対策等について
- ① 原発被災地へ不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、原発事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。
 - ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。
- (7) 住民の健康確保について
- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、ホールボディカウンターの購入費用など内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
 - ② 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」において、定められた支援施策を推進する「支援対象地域」「準支援対象地域」について、「子ども・被災者生活支援法」に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域等の基準を、合理的に説明できるものにする事。
 - ③ 校医を活用した放射線に関する教育や体力づくりなど、放射線の影響と体力低下が危惧される子どもの心身をケアする施策を実施するとともに財政支

援を講じること。

- ④ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
- ⑤ 子どもの学習環境の整備及び健康管理のため、公立学校への空調設備（エアコン）設置費用等について、国が全額を負担すること。
- ⑥ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの市民検診の枠組みをなくし、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう特別の法制化、検診実施体制の整備・支援、各保険者の財政負担の軽減を図ること。
- ⑦ 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、実効性のある対策の明確な方針を示し、都市自治体の取組みに対し積極的に協力すること。

また、服用に係る免責制度や患者の補償制度を創設すること。

(8) 自主避難者等に対する生活再建支援について

- ① 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に基づき、自主避難者を含めた避難者対策を速やかに実施すること。
- ② 福島定住等緊急支援交付金及び長期避難者生活拠点形成交付金については、被災地域の復興に向けた弾力的な運用を行うとともに、必要額を確保すること。
- ③ 避難者受入市町村の負担が生じないように、受入に伴い生じている特例事務以外の行政サービスについても十分な財政措置を講じること。
- ④ 避難者のふるさとへの早期帰還に向けた住宅環境の整備などを早急に行うとともに、仮設住宅入居者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。

(9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実について

- ① 消費者の安全で安心な消費生活の実現を図るため、地方消費者行政活性化交付金制度を平成 26 年度以降も継続し、必要額を確保すること。また、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- ② 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ③ 風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、

地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致に繋がる工業団地整備に対する補助制度を創設すること。

- ④ 観光誘客を推進するため、観光道路の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。
- ⑤ しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新たな規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化について

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、各種防護対策の具体的な内容やブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。
- ② 原子力災害対策指針における 30km 圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的内容を速やかに明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。
- ③ 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難に係る避難先や避難ルート決定、住民等の避難手段（バス、救急車、福祉車両、自衛隊車両等）の確保に必要な公共交通機関や実動部隊との調整、避難経路となる道路等の災害復旧や通行規制、円滑な避難を実現する経路の整備・確保に係る調整・対応の仕組みの構築など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原

子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。

- ⑤ 原子力発電所に隣接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑥ 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。
- ⑦ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。

3. 中長期的なエネルギー政策について

地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

以上決議する。

平成25年11月14日

全 国 市 長 会